

北海道告示第10353号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月8日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その36)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
農地農業用施設災害復旧事業 査定設計委託事業 激甚災害に係る農地及び農業用施設の復旧事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 その他土地改良事業を行う者	市町村、土地改良区、農業協同組合等が農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る災害復旧事業計画概要書を作成する場合における当該作成に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 (2) 請負費	10分の5	農政第31号様式 農政第114号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告書は要しない。